

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和5年11月29日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300156号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300022号

## 第1 結論

平成8年3月から同年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年3月から同年5月まで

平成9年6月にA社に入社した後、同社から国民年金保険料の納付を促されたので、同年6月から同年8月頃に、B県C市D区役所か同市E区役所に出向いて、同年5月分の国民年金保険料を納付する旨申し出たところ、区役所の職員から請求期間の3か月についても、国民年金保険料が未納になっているため、保険料を払うように言われたので、手持ちの現金で3万円から4万円を区役所の窓口で納付した。

国(厚生労働省)の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納になっているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を平成9年6月から同年8月頃にC市D区役所又は同市E区役所の窓口で現金により納付した旨主張している。

しかしながら、F県G市の国民年金マスターチェックリストによると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格に係る届出年月日は、平成10年9月22日と記録されている上、オンライン記録における処理年月日も同年10月28日であることから、請求者が国民年金保険料を納付した旨主張している平成9年6月から同年8月頃の時点において、請求者は、国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間に係る国民年金保険料は、請求者が区役所で納付した旨主張している平成9年6月から同年8月頃の時点において、過年度保険料(国庫金)として納付することになるところ、当時の国民年金法において、過年度保険料の収納は、市区町村ではなく、社会保険事務所(当時)で行う取扱いとなっており、C市D区及び同市E区は、同年6月から同年8月頃までの期間において、区役所では国民年金の過年度保険料の収納又は預かりを行っていなかった旨回答していることから、請求者の主張は、当時の国民年金保険料の収納方法と符合しない。

さらに、請求者が国民年金保険料を納付した旨主張している平成9年6月から同年8月頃までの期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、記録管理の強化が図られているところ、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索を行ったが、請求者に対する別の基礎年金番号は確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300271号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300070号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年2月29日から昭和36年7月1日まで

私は、A社に昭和34年9月1日から昭和36年6月30日まで勤務していたが、同社に勤務した期間のうち、B店のC職として働いていた請求期間の年金記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社において、昭和36年6月30日まで勤務していたと主張しているが、商業登記の記録によると、同社は昭和41年にD社に名称変更後、平成13年に解散しており、オンライン記録によると、請求期間当時の事業主も亡くなっている上、連絡先が判明した複数の元取締役等に照会したが回答を得ることができず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、A社の上司及び同僚として複数の者の名前(姓)を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該上司及び同僚と同じ姓の者が確認でき、このうち連絡先が判明した一人に照会したが、請求者のことを記憶していない旨回答している上、請求期間に同社における厚生年金保険被保険者記録があり連絡先が判明した7人に照会し3人から回答又は陳述を得たが、いずれも請求者のことを記憶していない旨回答しており、これらの者から、請求者の請求期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、請求期間について、請求者のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300280号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300071号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年12月6日の標準賞与額を3万2,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成28年12月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月6日  
請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成28年冬期賞与勤怠支給控除一覧表及び請求者から提出された預金通帳により、請求者は、請求期間において同事業所から賞与の支払を受け、3万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。